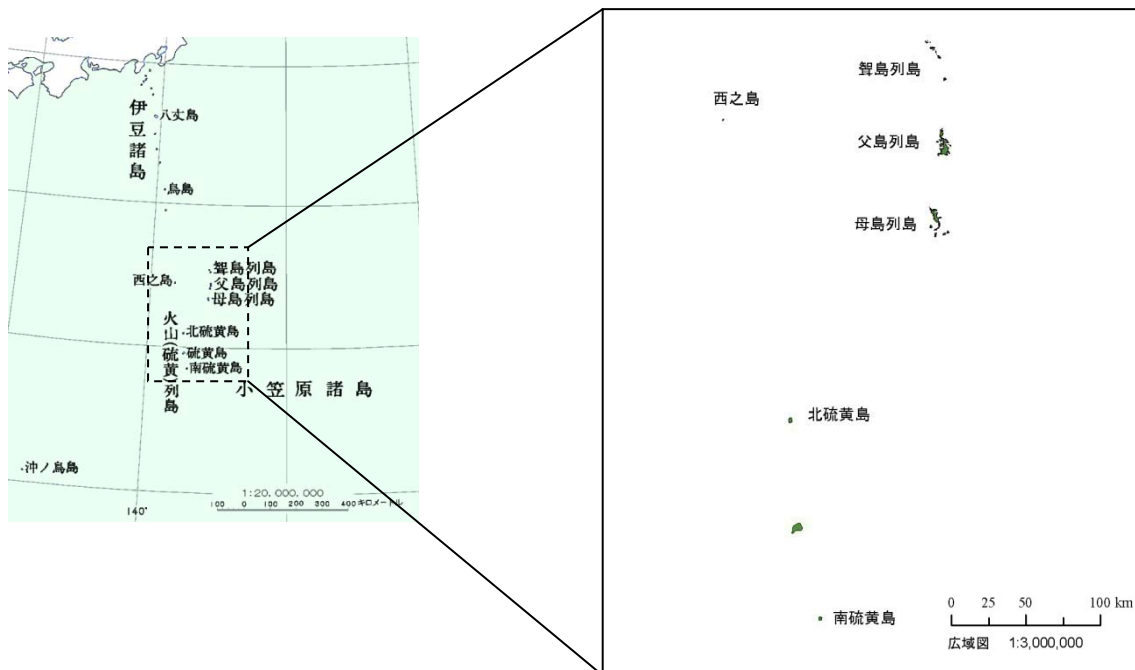


小笠原国立公園の公園区域及び公園計画の変更案の概要

1 変更理由

小笠原国立公園は、東京の南方約 1000km に位置し、南北約 400km に渡って散在する亜熱帯の島々からなる公園であり、昭和 47 年 10 月に指定された。父島、母島、聶島の三列島からなる小笠原群島、硫黄列島及び周辺孤立島で構成され、多くの固有種からなる独特の生態系が見られるとともに、発達した海食崖や多島海等、変化に富んだ島嶼景観を有している。また、サンゴ礁や熱帯魚、鯨類等が見られる海域も大きな特徴となっている。

本公園の公園計画等は、昭和 47 年の指定後、全般的な見直しが行われず現在に至っている。今回は、外来種に起因する自然環境保全上の課題や利用の多様化を踏まえ、小笠原独特の生態系、動植物相、自然景観等を適切に保護し、それらを基礎とした利用を推進するために、公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）を行うものである。



2 地域の概要

(1) 景観の特性

ア 地形・地質

各島は、成因や地質等の差異により、海食崖や岩礁、沈水カルスト地形等の特色のある景観が見られる。また、ボニナイトという特殊な安山岩が大規模に露出し、良い保存状態で観察できる。



南島扇池

イ 植生

海洋で隔絶された亜熱帯性の島嶼であることから、固有種が多く、小笠原に自生する維管束植物の約 40% が固有種と考えられている。

小笠原諸島の自然林は、父島や兄島の乾性低木林と母島の湿性高木林で代表される。



兄島乾性低木林

ウ 野生動物

在来の陸上哺乳類はオガサワラオコウモリのみであるが、海産哺乳類はザトウクジラ等の回遊やミナミハンドウイルカ等の通年生息が確認されている。

鳥類は、小笠原固有の陸鳥が生息している他、海洋島であるため多くの海鳥の繁殖地にもなっている。

また、昆虫類や陸産貝類についても、固有種が多い。

(2) 利用の現況

亜熱帯の海洋島の特異な植生や野生動物、海中景観等の自然探勝や自然体験を目的としたスキューバダイビング、シュノーケリング、ホエールウォッチング、シーカヤック等の利用が多く、利用形態も多様化している。

利用者数は年間約 2 万人（平成 18 年）程度である。

3 変更案の概要

(1) 公園区域の変更

○公園区域の追加

- ・ 乾性低木林等の典型的な生態系が残っている地域及びムニンフトモモ、アカガシラカラスバト、陸産貝類等の固有希少種の生息・生育地等を公園区域に編入する。

	地域名	編入後の保護規制計画	面積
①	東京都小笠原村 父島 旭山の一部	特別保護地区 第 1 種特別地域 第 3 種特別地域	1ha 4ha 11ha
②	三日月山の一部	第 2 種特別地域	1ha
③	時雨山の一部	第 1 種特別地域	9ha
④	八ツ瀬川下流域の一部	第 2 種特別地域	16ha
⑤	母島 衣館～庚申塚の一部	特別保護地区 第 1 種特別地域 第 2 種特別地域 第 3 種特別地域	31ha 6ha 4ha 56ha

		普通地域	18ha
⑥	長木山の一部	第1種特別地域	29ha
⑦	鍋弦山の一部	第1種特別地域	7ha

- ・ 鯨類の重要な生息地であり、ホエールウォッチング等の自然体験型利用の場としても重要な海域を公園区域に編入する。

⑧ 父島・母島・聳島列島の沖合5km以内の海域

⑨ 西之島・北硫黄島の沖合2km以内の海域

(※水深150～200m以浅に相当)



(小笠原観光協会提供)

○公園区域の削除

- ・ 小笠原の主要な港湾として、施設の整備がなされており、国立公園としての資質が乏しい海域を削除する。

⑩ 父島 二見港 15ha

(2) 保護規制計画の変更

ア 特別地域

- ・ 乾性低木林等の典型的な生態系が残っている地域やムニンフトモモ、アカガシラカラスバト、陸産貝類等の固有希少種の生息・生育地を保全するため、規制を強化する。

	地域名	変更前	→ 変更後	面積
⑪	東京都小笠原村 聳島の一部	第2種特別地域	→ 特別保護地区	150ha
⑫	媒島の一部	第2種特別地域	→ 特別保護地区	58ha
⑬	西之島の一部	普通地域	→ 特別保護地区	21ha
⑭	弟島の一部	第2種特別地域	→ 特別保護地区	251ha
⑮	兄島の一部	第1種特別地域	→ 特別保護地区	117ha
		普通地域	→ 特別保護地区	312ha
⑯	西島の一部	第2種特別地域	→ 特別保護地区	14ha
⑰	父島 旭山の一部	第1種特別地域	→ 特別保護地区	7ha
		第2種特別地域	→ 第1種特別地域	21ha
		第3種特別地域	→ 第1種特別地域	12ha
⑱	父島 夜明山～東海岸	第1種特別地域	→ 特別保護地区	33ha
		第2種特別地域	→ 特別保護地区	38ha
		第2種特別地域	→ 第1種特別地域	24ha
		第3種特別地域	→ 第1種特別地域	40ha
⑲	父島 南袋沢～西海岸	第1種特別地域	→ 特別保護地区	125ha
		第2種特別地域	→ 特別保護地区	108ha
		第2種特別地域	→ 第1種特別地	82ha

㉔	母島 東台の一部	第2種特別地域 → 特別保護地区	117ha
㉕	母島 西台～衣館	第2種特別地域 → 特別保護地区 第3種特別地域 → 特別保護地区	91ha 35ha
㉖	母島 庚申塚の一部	第2種特別地域 → 第1種特別地域	24ha
㉗	母島 猪熊谷～長木山 ～舟木山	第1種特別地域 → 特別保護地区 第2種特別地域 → 特別保護地区 第2種特別地域 → 第1種特別地域	48ha 63ha 61ha
㉘	母島 南崎の一部	第3種特別地域 → 第1種特別地域	58ha
㉙	姪島の一部	第2種特別地域 → 特別保護地区	51ha
㉚	妹島の一部	第2種特別地域 → 特別保護地区	42ha
㉛	姉島の一部	第2種特別地域 → 特別保護地区	39ha
㉜	北硫黄島の一部	第2種特別地域 → 特別保護地区	237ha

- ・父島において、モクマオウやギンネム等の外来植物の侵入により固有の林相が失われており、再生対策も当面困難な地域を現状に合わせた地種区分に変更する。

	地域名	変更前 → 変更後	面積
㉝	父島 西町、三日月山、船見山及び大根山の一部	第1種特別地域 → 第2種特別地域	85ha
㉞	父島 野羊山、コペペ、袋岬	第1種特別地域 → 第2種特別地域	52ha

イ 海中公園地区

○海中公園地区の追加

- ・サンゴ礁が発達している海域を新たに指定する。

- | | | |
|---|-------------|-------|
| ㉟ | 父島製氷海岸 | 3ha |
| ㊱ | 父島巽湾地区（鯨崎） | 2ha |
| ㊲ | 父島巽湾地区（中海岸） | 6ha |
| ㊳ | 父島巽湾地区（西海岸） | 6ha |
| ㊴ | 母島椰子浜 | 85ha |
| ㊵ | 母島ウエントロ | 157ha |
| ㊶ | 向島東海岸 | 48ha |



㊵ウエントロ海中公園地区

○海中公園地区の変更

- ・規模、構成種の多様性ともに小笠原最大級の地区を拡張する。

- ㊷ 小笠原海中公園地区4号 13ha → 39ha

※13ha は再計測により得た値に基づく変更前の面積

ウ 地種区分別面積

() は再計測により得た値に基づく変更前の面積、ha

	特別地域					普通 (陸域)	合計 (陸域)	海中公 園地区
	特別保護 地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	小計			
面積	4,934	949	534	194	6,611	18	6,629	780
	(2,945)	(1,039)	(1,847)	(272)	(6,103)	(333)	(6,436)	(447)
%	74.4	14.3	8.1	2.9	99.7	0.3	100.0	

(3) 保護施設計画の変更

○保護施設計画の追加

・自然を保全、再生するための施設を整備する。

- ① 自然再生施設 東京都小笠原村（西之島）
- ② 自然再生施設 東京都小笠原村（火山列島）
- ③ 自然再生施設 東京都小笠原村（聟島列島）



③聟島列島自然再生施設

○保護施設計画の削除

・自然再生施設に整理統合するため、削除する。

- ④ 植生復元施設 東京都小笠原村（聟島）
- ⑤ 植生復元施設 東京都小笠原村（媒島）
- ⑥ 植生復元施設 東京都小笠原村（嫁島）
- ⑦ 植生復元施設 東京都小笠原村（西島）
- ⑧ 植生復元施設 東京都小笠原村（南島）

(4) 利用施設計画の変更

ア 単独施設

○単独施設の追加

・公園利用上の必要性が高い施設を追加する。

- ⑨ 宿舎 東京都小笠原村（奥村）
- ⑩ 園地 東京都小笠原村（コペペ）
- ⑪ 園地 東京都小笠原村（北村）
- ⑫ 園地 東京都小笠原村（庚申塚）
- ⑬ 園地 東京都小笠原村（玉川ダム）



⑩北村園地

○単独施設の削除

- ・整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。

- | | | |
|---|------|-----------------|
| ⑭ | 宿舎 | 東京都小笠原村（宮の浜） |
| ⑮ | 植物園 | 東京都小笠原村（三日月山山麓） |
| ⑯ | 野営場 | 東京都小笠原村（初寝浦） |
| ⑰ | 宿舎 | 東京都小笠原村（小港） |
| ⑱ | 野営場 | 東京都小笠原村（小港） |
| ⑲ | 園地 | 東京都小笠原村（高山） |
| ⑳ | 園地 | 東京都小笠原村（南袋沢） |
| ㉑ | 野営場 | 東京都小笠原村（南崎） |
| ㉒ | 園地 | 東京都小笠原村（巽湾） |
| ㉓ | 避難小屋 | 東京都小笠原村（巽湾） |
| ㉔ | 園地 | 東京都小笠原村（巽崎） |
| ㉕ | 園地 | 東京都小笠原村（西台） |
| ㉖ | 園地 | 東京都小笠原村（東山） |
| ㉗ | 宿舎 | 東京都小笠原村（北村） |
| ㉘ | 避難小屋 | 東京都小笠原村（境ヶ岳） |
| ㉙ | 避難小屋 | 東京都小笠原村（乳房山） |
| ㉚ | 宿舎 | 東京都小笠原村（沖村） |

イ 道路（車道）

○車道の追加

- ・公園利用上の必要性が高い既存の車道を追加する。

- ㉛ 三日月山線
- ㉜ 母島南進線

○車道の変更

- ・公園区域の変更及び整備の状況を踏まえ、既存路線を変更する。

- ㉝ 宮の浜線
- ㉞ 父島周回線
- ㉟ 母島北進線

ウ 道路（歩道）

○歩道の追加

- ・公園利用上の必要性が高い既存の歩道を追加する。

- ㊱ 扇浦線

○歩道の変更

- ・利用実態及び整備状況を踏まえ、複数の路線を統合し整備する。
 - ㉞ 父島海岸線
- ・公園区域の変更、利用実態及び整備状況を踏まえ、既存路線を変更する。
 - ㉟ 三日月山線
 - ㊱ 初寝浦線
 - ㊲ 東山線
 - ㊳ 石門線
 - ㊴ 母島山稜線

○歩道の削除

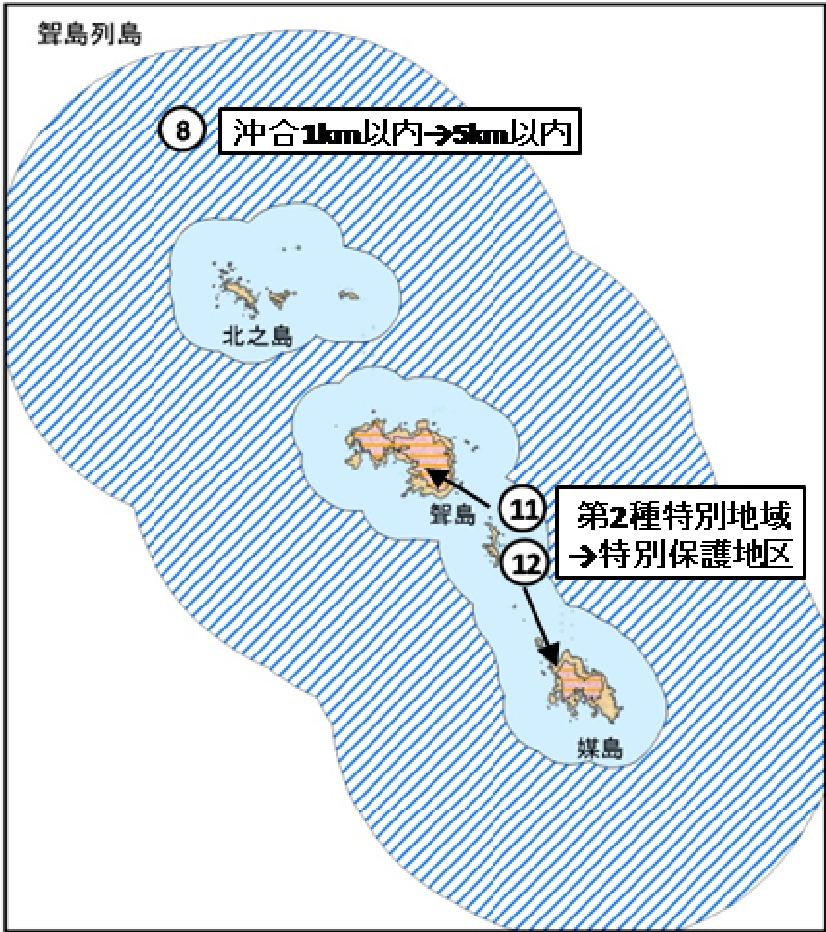
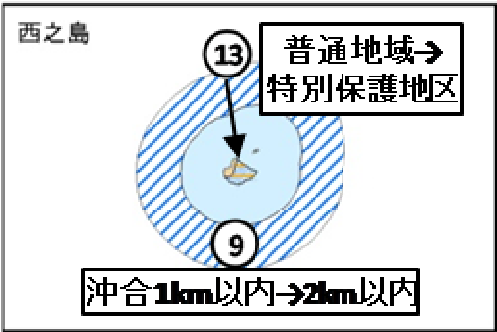
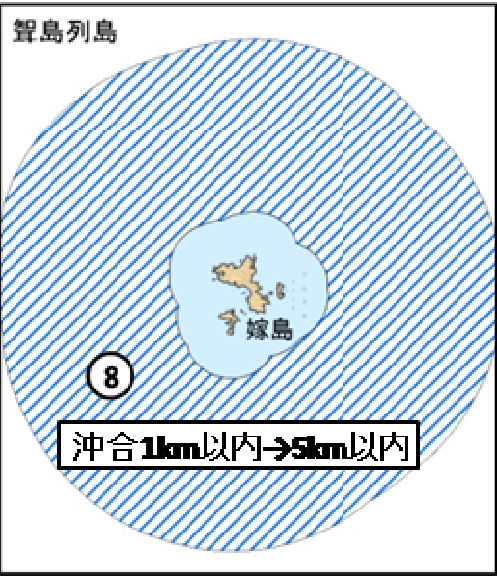
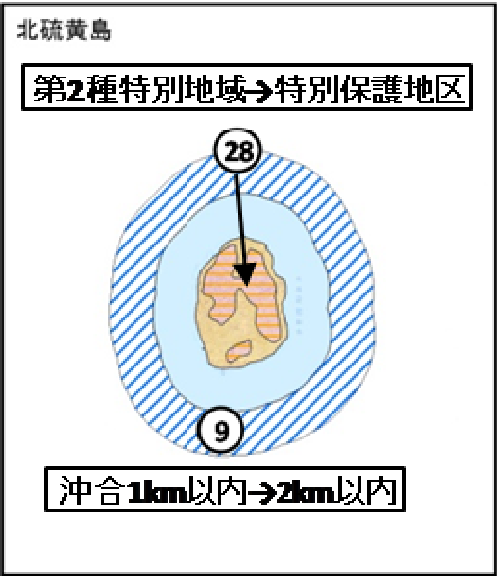
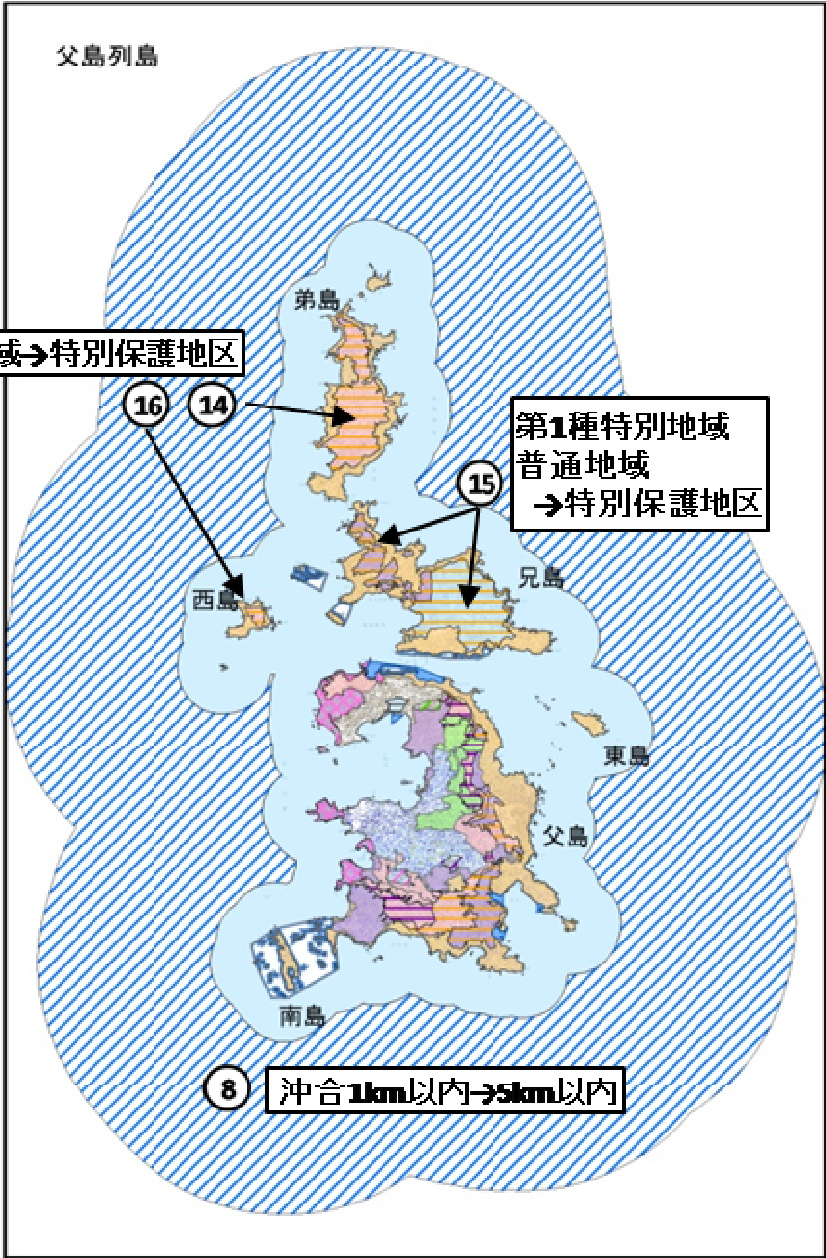
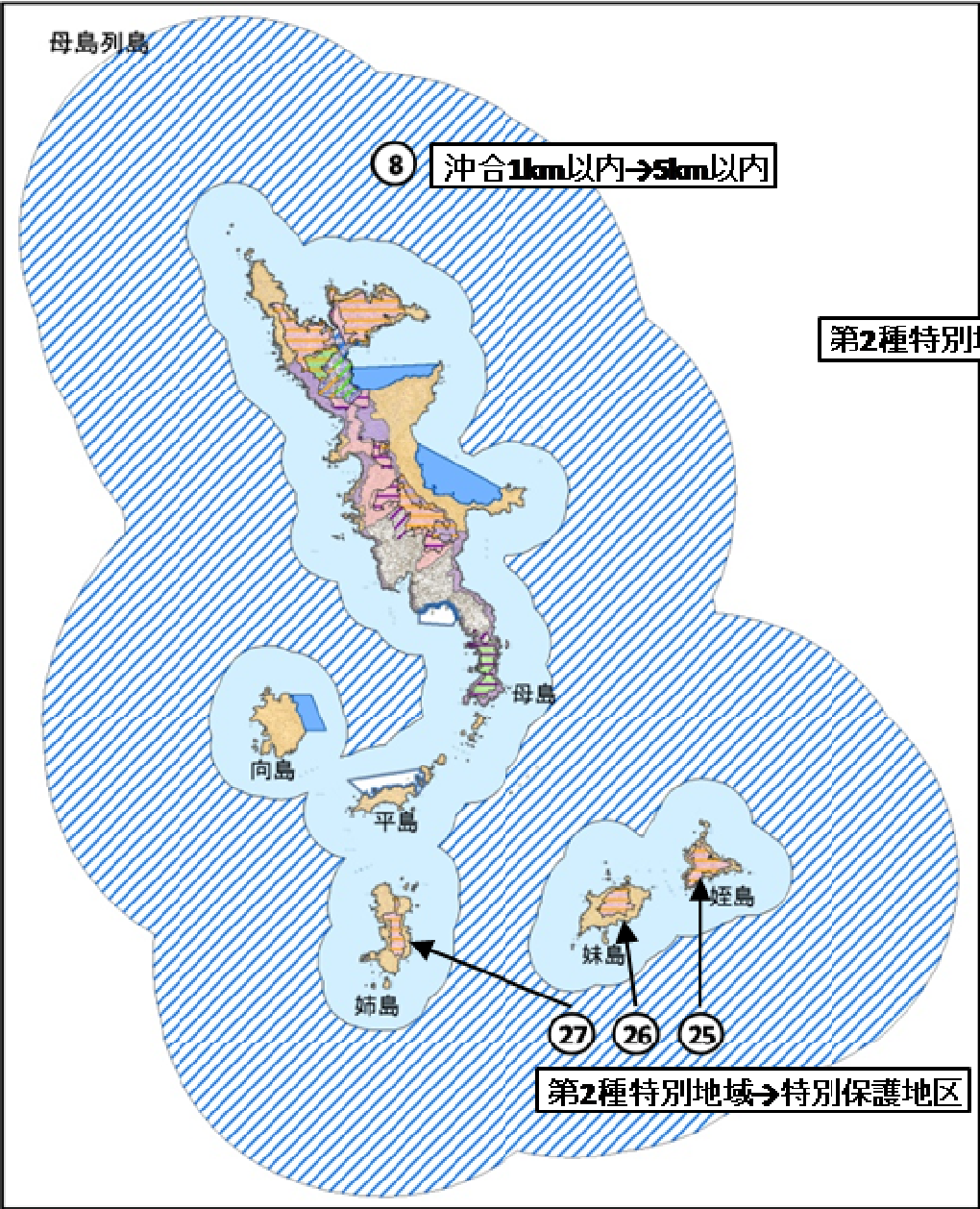
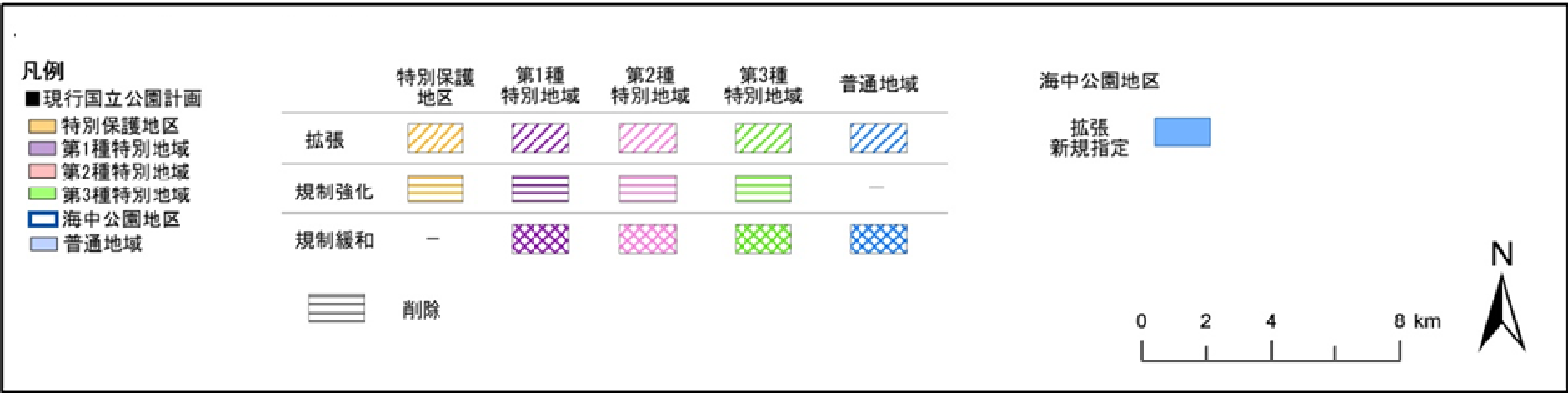
- ・整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
 - ㊵ 三日月山北麓線
 - ㊶ 中央山大滝線
 - ㊷ 大滝線
 - ㊸ 巽崎線
- ・園地の付帯施設に振り替えるため、歩道計画を削除する。
 - ㊹ 鮫ヶ崎線

エ 運輸施設

○運輸施設の追加

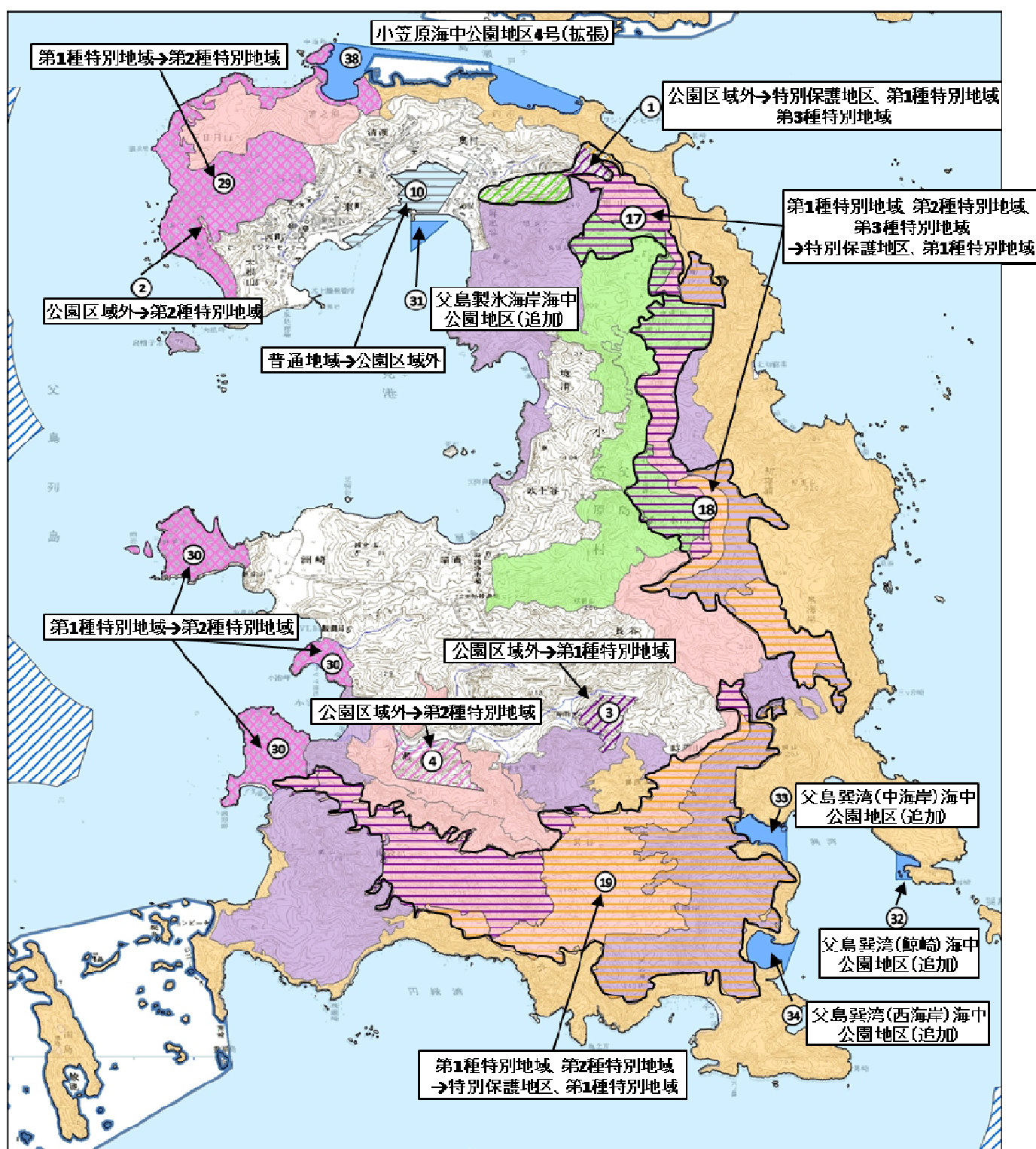
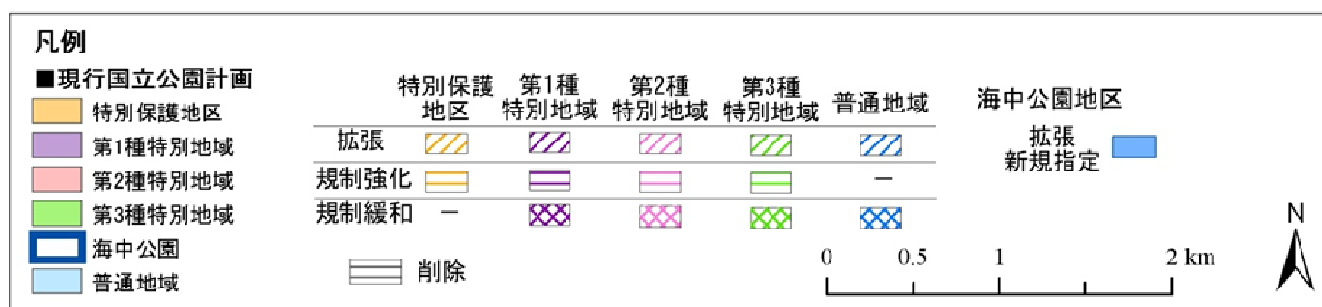
- ・サンゴ礁及び海底地形を保護し適正な利用を図るため、係留施設を整備する。
 - ㊺ 係留施設 東京都小笠原村（兄島海中公園）
 - ㊻ 係留施設 東京都小笠原村（南島）
 - ㊼ 係留施設 東京都小笠原村（東港）
 - ㊽ 係留施設 東京都小笠原村（ウエントロ）
 - ㊾ 係留施設 東京都小笠原村（御幸浜海中公園）
 - ㊿ 係留施設 東京都小笠原村（向島）
 - ㋀ 係留施設 東京都小笠原村（平島海中公園）

小笠原国立公園 公園区域及び公園計画変更図（全域）

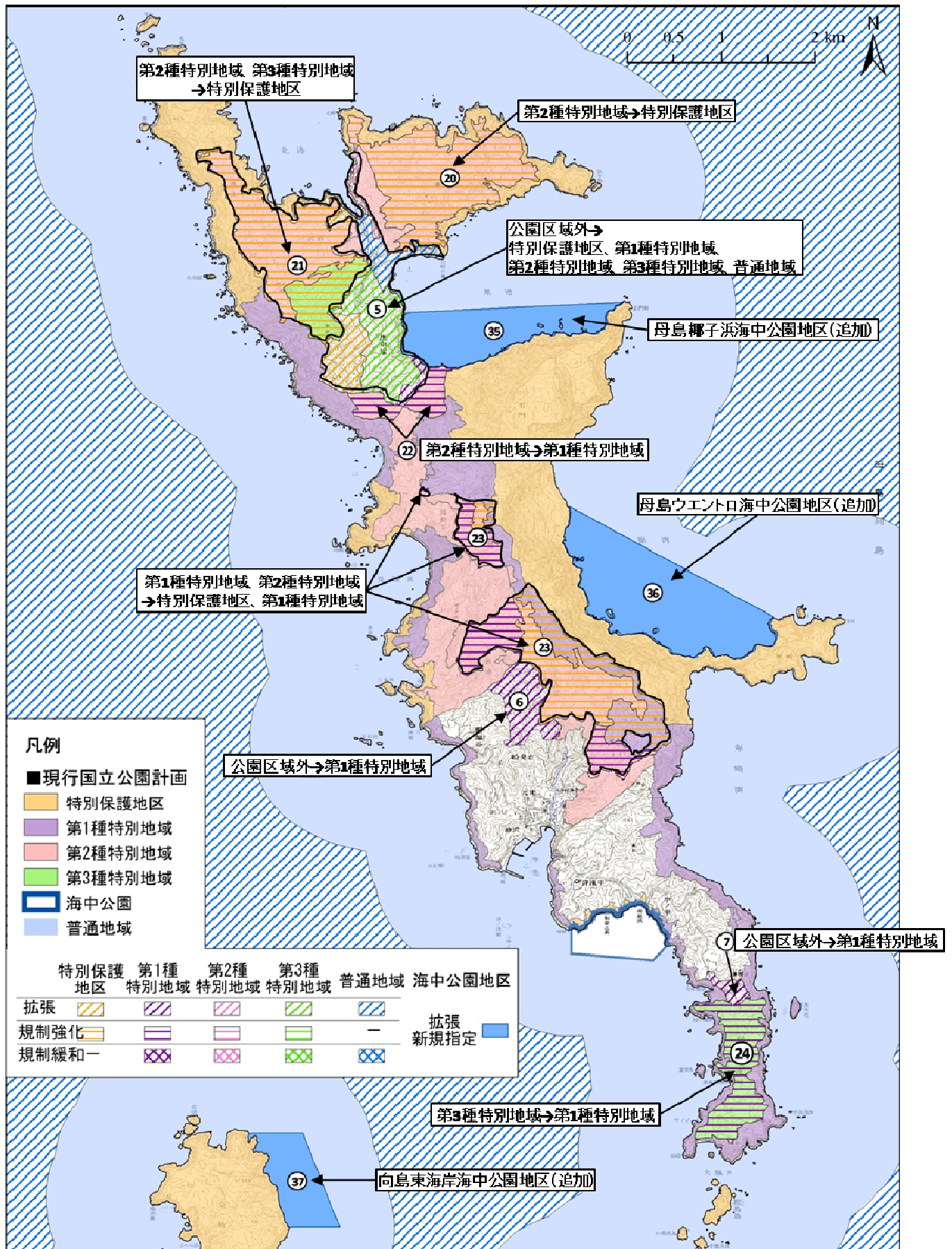


※父島及び母島の変更については、別図で表す

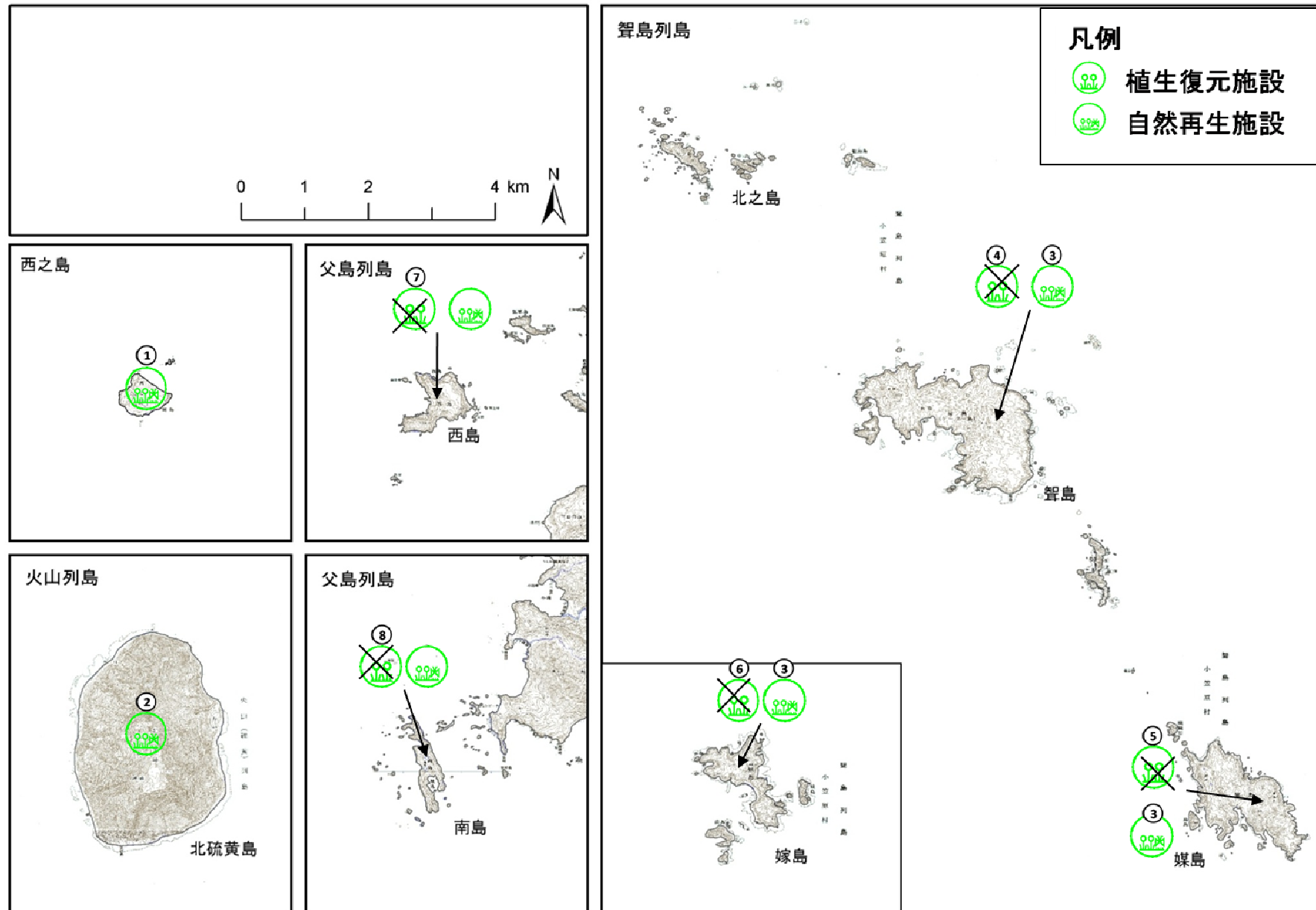
小笠原国立公園 公園区域及び公園計画変更図（父島）



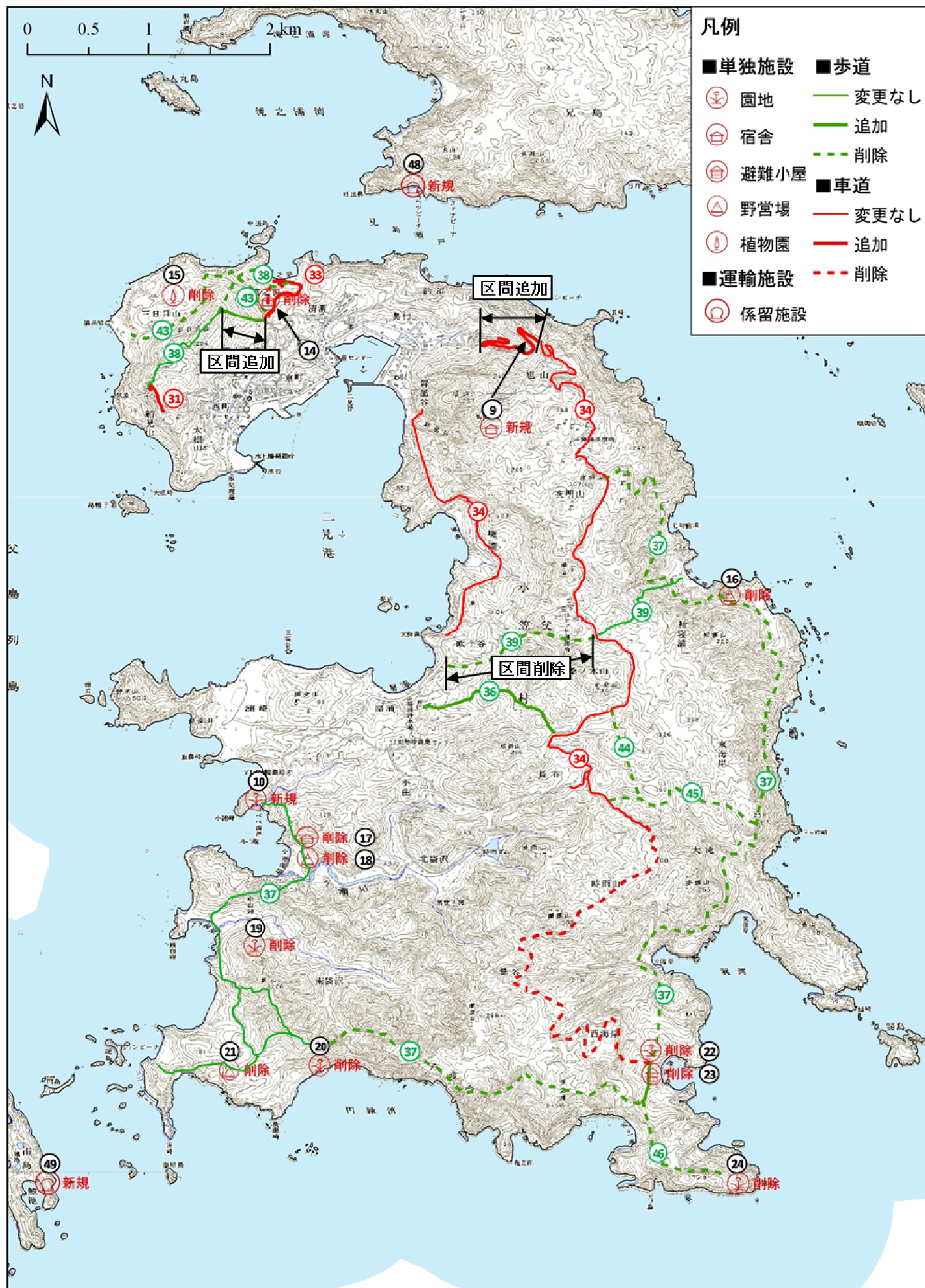
小笠原国立公園 公園区域及び公園計画変更図（母島）



小笠原国立公園 保護施設計画変更図



小笠原国立公園 利用施設計画変更図（父島）



小笠原国立公園 利用施設計画変更図（母島）

